

広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館指定管理者の業務実施状況（平成 26 年度）の概要・評価

1 施設名及び指定管理者等

(1) 施設名及び所在地	広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館 (広島市中区加古町 4 番 1 7 号)
(2) 指定管理者等 (公募により選定)	(1) 名称及び所在地 公益財団法人広島市文化財団 (広島市中区加古町 4 番 1 7 号) (2) 指定期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (3) 指定管理料の限度額 (5 年間分) 12 億 1,624 万 9 千円

2 実地調査の実施状況

区 分	内 容
実施年月日	平成 27 年 3 月 2 日 (月)
実施内容	業務実施状況の確認、職員へのヒアリングを行った。

3 業務の実施状況

平成 26 年度の状況	市の評価
(1) 管理業務の実施状況	
ア 市民の平等利用の確保策の実施状況 (ア) 文化創造センター条例等関係法令を遵守し、理由もなく市民の施設利用を拒んだり、不当な取扱いが生じないように、研修等により、職員に周知徹底を図り、市民の誰もが平等に利用できるように対応している。さらに、予約方法についても、インターネットの受付など幅広い申込方法を実施している。 (イ) 施設の利用案内等の情報をホームページ等により提供している。	○
イ 事業の実施状況 次の事業を実施している。 (ア) 文化創造センター ひろしまオペラルネッサンス事業、音楽事業、演劇事業、洋舞 (バレエ・ダンス) 事業、情報交流ラウンジの運営等 (イ) 国際青年会館 講座・交流会の開催、グループ活動の実施	○
ウ 維持管理業務等の実施状況 次の業務を実施している。 (ア) 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の使用の許可に関する事 こと。 (イ) 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館への入館の制限に関する こと。 (ウ) 文化創造センター及び中区民文化センターの特別設備の設置の許可に関する事 こと。 (エ) 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の施設及び設備の維持管 理に関する事 こと。 (オ) その他市長又は教育委員会が定める業務	○

平成26年度の状況				市の評価
(2) 指定管理料等の収支状況				○
ア 平成26年度の状況				
区分	計画 (ア)	実績 (イ)	差引 (イ) - (ア)	
収入 (a)	5億5,834万9千円	5億2,703万3千円	△3,131万6千円	
指定管理料	2億4,616万5千円	2億2,661万2千円	△1,955万3千円	
利用料金	2億4,394万7千円	2億3,745万1千円	△649万6千円	
その他	6,823万7千円 民間等補助金収入等(1,169万1千円) 前年度繰越金(5,654万6千円)	6,297万円 民間等補助金収入等(1,379万円) 前年度繰越金(4,918万円)	△526万7千円 民間等補助金収入等(209万9千円) 前年度繰越金(△736万6千円)	
支出 (b)	5億5,834万9千円	5億2,703万3千円	△3,131万6千円	
差引 (a) - (b)	0千円	0千円	0千円	
イ 特記事項				
<p>指定管理料と利用料金の合計のみでは支出を賄えなかったが、これについては、前年度繰越金等により対応しており、運営に支障は生じていない。</p> <p>指定期間の最終年度（平成26年度）において余剰金が生じているが、これについては、指定管理者が本市公益的法人であることから、本市に全額(1,955万3千円)を戻入している。</p>				
(3) その他				
ア 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況（指定管理者によるアンケートの実施等）				○
アンケート調査を実施するとともに、意見箱（お気づきボックス）を設置し、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営ができるように努めている。				
イ 個人情報保護への対応状況				○
個人情報保護規程、個人情報保護取扱要領及び個人情報取扱マニュアルを職員へ周知徹底することにより適切に対応している。				
ウ 情報公開の実施状況				○
情報公開規程及び情報公開実施要領を職員へ周知徹底することにより適切に対応している。				
エ 緊急事態、不法行為等への対応状況（防災、防犯などの安全対策を含む。）				○
<p>(ア) 自衛消防隊を組織するほか、危機管理マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図ることにより、利用者の安全対策や緊急事態への適切な対応を行っている。また、利用者が安心して施設を利用できるよう、利用妨害対応マニュアルを作成し、対応している。</p> <p>具体的には、既存の防犯カメラでは死角となるエレベーター内に防犯カメラを設置している。</p>				
(イ) 特記事項				
11月26日（木）に、泥酔した男性が玄関ガラスを蹴り割る事件が発生したが、直ちに警察に連絡するなど適切に対応した。速やかにガラスを修繕し、その費用については本人に弁償させている。				
オ 苦情・要望への対応状況				○
「苦情対応マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図ることにより適切に対応している。				

平成26年度の状況	市の評価
<p>カ 配置人員及び職員研修の実施状況等</p> <p>(7) 配置人員（4月1日現在）</p> <p>a 管理事務室等 8人</p> <p>b フロント 8：30～17：00は3人、17：00～8：30は2人</p> <p>c 情報交流ラウンジ 1人</p> <p>d 大・中ホール、多目的スタジオ等 5人（施設利用のある場合に限る。）</p> <p>(4) 職員研修の実施状況</p> <p>防災管理者新規講習、庶務・経理研修、文化施設職員等研修、クレーム対応研修、著作権セミナー、デジタルコンテンツ作成研修会、発達障害者相談支援従事者研修会、倫理研修、人権研修、国際ミーティングエキスポ、中四国ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会、普通救命講習Ⅰ、ステージラボ広島セッション、舞台・テレビジョン照明のための公開講座</p> <p>(ウ) 労働基準法等の遵守状況</p> <p>労働基準法等の遵守状況に関する自己点検の結果、労働者名簿の記載事項に漏れがあることなどが判明し、また、時間外労働に関する労使協定の特別条項付協定で定める1か月の限度時間を超える時間外労働時間数が年6回を超えていること（平成26年度）について、平成27年7月17日付けで労働基準監督署より是正勧告を受けたが、いずれも平成26年度中に速やかに是正が行われ、現在は遵守されている。</p>	×
<p>キ 自己評価の実施状況</p> <p>利用者アンケート等を実施し、利用者による評価を行うとともに、業務実施状況の自己評価を実施している。</p>	○
業務の実施状況の評価	B

4 施設の利用状況

平成26年度の状況					市の評価	特記事項
ア 利用者数等					A	
区分	目標 利用率 (ア)	利用率 実績 (イ)	差引 (イ)-(ア)	達成率 (イ)/(ア)		
文化創造センター	60.3%	62.1%	1.8%	103.0%		
中区民文化センター	55.3%	57.5%	2.2%	104.0%		
※ 前年度実績 文化創造センター 56.3% (5.8%増) 中区民文化センター 59.5% (2.0%減)						
※ 利用率の考え方 ・ホール：利用回数(区分) / 3回(午前・午後・夜間) × 開館日数 ・諸室：利用回数(区分) / 3回(3時間を1単位) × 施設(室)数 × 開館日数						
区分	目標利用 者数 (ア)	利用者数 実績 (イ)	差引 (イ)-(ア)	達成率 (イ)/(ア)		
国際青年会館	2万600人	2万4,618人	4,018人	119.5%		
※ 前年度実績 2万2,140人 (増減率11.2%)						
イ 利用促進策等の実施状況						
(ア) 広報等の充実(チラシの配布、ホームページの充実、新聞等での広告等)						
(イ) 指定管理者の提案により実施した取組						
a 開館時間の延長 ホール、スタジオ、諸室(ホール、スタジオとの一体利用の場合) 9:00~21:00 → 8:00~22:00						
b 録音編集室、大広間等の利用料金の引下げ						
c 割引率の高い回数駐車券(プリペイドカード)の発行						
d インターネット予約サイトの活用						
e ホール利用について、利用日から2か月未満の受付予約については、利用料金を3分の2に引下げ(中区民文化センター)						
f 利用料金のクレジットカード決済の導入(国際青年会館)						
g バックステージツアー等の利用促進事業の実施						

※ 施設の利用状況に対する市の評価については、施設の規模が大きく利用者数も最も多い文化創造センターにおける利用率実績で行っている。

5 利用者の満足度

アンケート調査の実施結果等	市の評価	特記事項
市と指定管理者が共同で実施したアンケート調査結果（標本数 524 件）では、サービス内容などの満足度については、満足が 85.8%、不満が 2.4%であった。	A	

6 評価

区 分	市の評価	特記事項
評価（5段階評価）	3	労働基準法等の遵守状況に関する自己点検の結果、労働者名簿の記載事項に漏れがあることなどが判明し、また、時間外労働に関する労使協定の特別条項付協定で定める1か月の限度時間を超える時間外労働時間数が年6回を超えていること（平成26年度）について、平成27年7月17日付けで労働基準監督署より是正勧告を受けたが、いずれも平成26年度中に速やかに是正が行われ、現在は遵守されている。
業務の実施状況	B	
施設の利用状況	A	
利用者の満足度	A	